

# 会 則

- 1 (名 称) この会は、「女性スペースを守る会—L G B T法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会—」と称する。
- 2 (事務所) この会は、神奈川県大和市に置く。
- 3 (目 的) この会は、別紙趣意書における内容を目的とする。
- 4 (事 業) この会は、前項の目的を達するために、各政党、国会、行政、各自治体その他社会全体において必要な活動を行う。
- 5 (賛同者) この会の目的に賛同する者は、同趣旨のネット署名等に賛同することにより賛同者となることができ、事務局への連絡により退会する。
- 6 (経 費) この会に必要な経費は、寄付によってまかなう。
- 7 (役 員) この会の役員として、共同代表4人以上、事務局1人並びにその他の役員を置く。その任期は、成立後1年とし、再任等を妨げない。
- 8 (運 営) この会の方針決定並びに役員を選任・解任は、役員の過半数が了解した賛同者による告知したインターネット上のテレビ会議等により、その過半数をもって定める。ただし全員一致の了解を目指すものとする。
- 9 (会 計) 会計年度は暦年により、会計は年初めに、前項の会議に報告する。
- 10 (改 正) この会則は、第8項の会議にて、その出席者の3分の2以上の特別議決により変更ができる。
- 11 (解 散) この会は、会の目的を達したとき、又は前項の特別議決により解散する。
- 12 (付 則) この会則は、2021年9月11日のこの会の成立から適用する。

2021年9月11日